

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 25（個） 第 5 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第 2 審査請求に至る経緯

1 開示の請求

審査請求人は、平成 25 年 7 月 5 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、「私
が不審者とされた平成〇年〇月〇日〇〇で発生した事案情報管理番号〇〇 管轄警察署
〇〇警察署 これに関する情報で通報者に聴取を行っているが、これら関係書類」
（以下「本件対象情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第 17 条の規定により、本件対象情報の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 25 年 7 月 18 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成 25 年 7 月 19 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査請求人が当審査会での意見陳述に代えて提出した陳述書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通報者の聴取が行われたことは、広島県を被告とした損害賠償請求事件における当事者照会書等に対する審査請求人宛の平成〇年〇月〇日付け回答書（以下「本件回答書」という。）の回答によって明らかであり、存否応答拒否とする必要はない。
- (2) 通報者の情報は事件の発端であり、この記録が存在しないことなどあり得ない。事件が存在する以上、通報の記録はあるはずである。

第 4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関の、理由説明書及び口頭意見陳述で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、「通報者に聴取を行っているが、これら関係書類」と記載し、「通報者」という特定個人を指定して本件請求を行った。

通報者に対して聴取を行った事実の存否（以下「本件存否情報」という。）について回答することは、それだけで審査請求人以外の個人情報という不開示理由を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することになるため、条例第 17 条の規定に基づき、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した。

- 2 本件回答書の中に「通報者等から聴取している。」と回答したものがあつたが、それは、「犯罪発生マップは、通報・届出があれば、事実確認せずに掲載しているのか。」という犯罪発生マップに関する一般的な質問に対して回答したものにすぎない。

第 5 審査会の判断

- 1 本件請求について

本件請求は、審査請求人の行為が不審者情報として実施機関のホームページやメール等に掲載された事案（以下「本件不審者事案」という。）について、実施機関が通報者に聴取を行ったことに関する書類の開示を求めるものである。

これに対し、実施機関は、本件対象情報の存否を明らかにすることができないとして本件処分を行ったため、以下本件処分の妥当性について検討する。

- 2 本件処分の妥当性について

- (1) 存否応答拒否制度について

条例第 17 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

自己情報開示請求に対しては、当該自己情報開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、保有個人情報が存在している場合にあっては開示又は不開示を回答し、存在しない場合にあっては存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、保有個人情報の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼしたりすることがあり得る。

このため、条例第 17 条は、対象となる保有個人情報の存否を明らかにしないで、自己情報開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定にしているものである。

- (2) 本件対象情報の存否応答拒否の当否について

ア 諮問実施機関は、本件請求が「通報者」という特定個人を指定して行われたものであり、本件存否情報を回答することは、それだけで審査請求人以外の個人情報

報という不開示情報を開示した場合と同様に、特定個人の権利利益を侵害することとなるため、本件対象情報について存否応答拒否とした旨説明する。

イ 諮問実施機関の説明は、本件存否情報自体が条例第14条第3号（開示請求者以外の個人情報）に該当し、それを明らかにすることができないため、本件対象情報を存否応答拒否としたものと解される。

条例第14条第3号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ウ まず、諮問実施機関は、本件請求が「通報者」という特定個人を指定して行われたものであると主張するが、一般に「通報者」というだけでは、特定の個人を識別することはできない。

しかしながら、たとえ通報者が誰であるかを識別することができなくても、本件存否情報が明らかになると、通報者となる可能性のある関係者に対して問合せなどが行われることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報は、条例第14条第3号本文に該当すると認められる。

エ 次に、審査請求人は、本件不審者事案の通報者の聴取が行われたことは、本件回答書によって明らかであると主張していることから、本件回答書によって、本件存否情報が同号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当することになるかどうかは問題となる。

オ この点につき、諮問実施機関は、審査請求人からの「犯罪発生マップは、通報・届出があれば、事実確認せずに掲載しているのか。」という一般的な質問に対して、本件回答書で「通報者等から聴取している。」と回答したにすぎず、本件不審者事案の通報者から事情聴取したことを回答したものではない旨説明している。

確かに、「犯罪発生マップは、通報・届出があれば、事実確認せずに掲載しているのか。」という質問自体は本件不審者事案についてではなく一般的なものであるとも考えられるが、当該質問を含む照会全体が本件不審者事案に関連してなされていることに鑑みると、特段の説明がない限り、上記回答内容は本件不審者事案

についても当てはまると受け取るのが自然である。逆に、仮に実施機関が本件不審者事案の通報者から聴取していないのであれば、「事実確認をせずに掲載しているのか。」という照会に対して、あえて「通報者等から聴取している。」と回答をするとは考えられない。

そうすると、審査請求人は、本件回答書により本件存否情報を知り得る立場にあったと考えられ、条例第14条第3号ただし書イに該当するため、本件存否情報は不開示とすべき情報であるとは認められない。

カ したがって、本件対象情報の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した本件処分は妥当ではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
25. 9. 12	・ 諮問を受けた。
25. 9. 20	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 10. 17	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
25. 10. 21	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
25. 10. 22	・ 審査請求人から意見書を収受した。
25. 10. 23	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 4. 24 (平成 26 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 5. 29 (平成 26 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 6. 19 (平成 26 年度第 3 回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
26. 7. 24 (平成 26 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 8. 28 (平成 26 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士